

Blue Rose 委託販売ガイドライン

インポートブランドリサイクルブティック

Blue Rose international
株式会社 Basic

平成 29 年 8 月 28 日 【改訂版】

委託販売を請け負うにあたり、以下のガイドラインにご了承いただく必要があります。

◆委託販売とは

委託販売（以下、【本サービス】とします。）とは、お客様が商品の委託販売を希望し、当社が提示した当該商品の販売価格に同意した場合に、当社が委託販売ガイドラインに定める条件でお客様との間で委託販売契約（以下、【委託契約】とします。）を締結し、当該商品を委託販売するサービスです。

当社が本サービスにおいて、お客様から委託販売ができる商品はお客様に所有権その他の処分権が帰属し、かつ当社が委託販売ガイドラインにおいて本サービスの対象として定める商品（以下、【取扱商品】とします。）に限ります。

1. 年齢制限

未成年の方の委託契約はできません。

2. 取扱商品

取扱いブランドまたはアイテムに関しては、別紙“お取扱いブランド一覧”をご参照ください。取扱い商品に該当するかどうかはお客様ご自身の責任でご確認いただいたうえで、お手元の商品が該当するか不明な場合はあらかじめお問い合わせ下さい。該当しないブランド・アイテムを当社に発送された場合には、お客様のご負担で返送します。

3. 査定の依頼

- (1) お客様が商品の委託契約を希望する際は、当社の定める方法に従い、当社に商品の査定を依頼することが必要です。
- (2) 商品の査定の依頼にあたっては、当社が設定するコースから商品の品目に応じた適切なコース（店頭・宅配・引き取り）を選択してください。

◆宅配見積りの場合

1. 送料

(1) 指定送付先以外に商品を発送するための送料は当社が負担します。ただし、以下の場合はお客様の負担と致します。

- ・日本国外から発送した場合
- ・一箱の合計委託額が5万円以下の場合

(2) 当社への査定の依頼から7日間以内に指定送付先に商品が到着しない場合、査定の依頼は取り消されたものと扱います。改めて委託販売を希望する場合には、当社の定める手続きに従い再度、査定を依頼することが必要です。

2. 梱包

- (1) お客様が商品を発送する際は、商品の破損等がないよう適切に梱包して下さい。
- (2) 当社は、指定送付先に到着するまでに発生した破損等は一切責任を負いません。

3. 査定

- (1) 当社は、お客様が発送した商品の現物を実際に確認したうえで査定します。
- (2) 商品が未開封や新品の場合でも、動作確認および物品確認のために開封します。そのため、開封後に商品を返却する場合でも、開封に伴う責任は一切負いかねますのでご了承ください。
- (3) 査定は、委託販売ガイドラインに特に定めがある場合を除き、無償で行います。
- (4) 当社は、査定するために情報が不足している場合、当社の提携する会社に時計の電池交換や宝石の鑑別書作成などの査定業務の全部または一部を委託する場合があります。

4. 査定価格の提示

- (1) 当社は、お客さまに対し商品の査定価格を当社の定める手続きに従い、指定送付先に商品が到着してから7日間以内に当社の定める方法で提示します。その際は、メールやFAXまたは電話によるいずれかの連絡方法を指定してください。

5. 必要書類

委託販売に際し下記の書類が必要となります。

- (1) 身分証明書のコピー（運転免許証・パスポート・住基カード・保険証等）
顔写真付きの証明書をお持ちでない場合は保険証とクレジットカードなどお名前とご住所が一致する 2 種類の証明書のコピーが必要です。古物営業法により、買取契約を締結する前にお客様の住所・氏名・職業および年齢を確認し、お客様がご本人様であることを確認する必要があります。
- (2) 当社指定のお客様ご登録伝票に記載
- (3) 当社指定の商品リスト※添付されていない場合は査定に時間が掛かることがあります。

※初回お預かりのみ、委託販売のガイドラインへの了承のサインが必要となります。

6. 商品を委託販売することの同意

- (1) お客様が当社の提示した査定価格での商品の委託販売を希望する場合には、当社がお客さまに対して査定価格を提示してから 7 日間以内に、当社の定める手続きに従い、査定価格で商品を当社に売却する事に同意する必要があります。
- (2) 当社がお客さまに対して査定価格を提示してから 7 日間以内に、当社の定める手続きに従い商品の返却を希望する旨、または当社にて商品の破棄その他の処分を希望する旨の意思表示をしない場合には、お客様が査定価格で商品を委託販売することに同意したものとみなします。

7. 委託販売契約に基づく商品の販売権の移転時期

- (1) お客様が査定価格で商品を当社に委託販売することに同意した際に、商品の委託販売契約が有効に成立し、商品の販売権は当社に帰属します。商品の販売権満了日は委託販売契約終了の意思確認日当日の 19 時までとなり、委託販売締め日とは異なります。

8. 契約販売締め日とお支払い

- (1) 委託販売期間は委託販売成立日より 2 ヶ月毎に締め日を設定しており、締め後残った委託販売商品の委託販売継続の意思決定後、売却品に関しては所定の手数料と振込手数料を差し引き、ご本人様名義の銀行口座へお振込みとなります。お振込み額、再委託伝票等の委託手数料や委託期間、メンテナンス代などに関してはメール・FAX・郵送のいずれかの方法によりご確認いただきます。委託品一点一点の個別精算はできません。

9. 委託販売契約期間中の委託販売キャンセル

委託販売同意後は通常、委託販売のキャンセルができません。ただし、やむを得ない

事情として海外への転勤、または健康不安による意思疎通継続が困難な場合のみ、売価の5パーセントにあたる委託販売キャンセル料を支払う事により委託販売契約を終了することができます。

1 0. 委託販売期間中の販売方法

委託販売契約品の販売方法は当社に一任いただきます。

ホームページ掲載商品、掲載方法、店頭販売陳列方法等、委託者のご意向に沿えない場合があります。

1 1. 委託販売期間中の売却経過報告

委託販売期間中の売却経過に関しては、締め満了までに委託商品が完売した場合を除き、当社よりご連絡はしませんが、メールまたは電話にて売却状況の経過を確認することができます。いかなる理由であっても代理の方への途中経過報告はできません。

1 2. 委託販売商品の販売価格変更

委託販売の売価変更に関しては、当社規定に準じます。

値下げ希望の場合は、見積り直通電話番号(045)-651-1011 までご連絡下さい。

委託販売決定後の値上げはできません。

1 3. 商品の返却

- (1) 当社がお客さまに対して査定価格を提示してから7日間以内に、当社の定める手続きに従い、査定価格に同意せずに商品の返却を希望する旨の意思表示をした場合もしくは委託販売契約期間満了後、委託販売継続されない商品をお客様に返却します。商品を返却する際の送料は当社が負担します。
- (2) 返却した商品が宛先不明にまたはその他の事由により当社に戻った場合、当社は30日間当該商品を保管します。30日経過後はお客様が商品の所有権その他の処分権を破棄したもものとして、当社にて商品の破棄またはその他の処分をします。

1 4. 商品の破棄

当社がお客さまに対して査定価格を提示してから7日間以内に、当社の定める手続きに従い、査定価格に同意せず当社にて商品の破棄またはその他の処分を希望する旨の意思表示をした場合、お客様が商品の所有権またはその他の処分権を放棄したもものとして、当社にて当社の負担で商品の破棄またはその他の処分をします。

1 5. 保管費用

- (1) 指定送付先に到達後、当社は商品を破損等しないよう適切に保管します。

- (2) 査定価格の提示をしたのち、委託販売契約が成立した場合、お客様の同意を得て破棄その他処分をした場合または当社がお客様に商品を返送しお受け取りになった場合にも、保管費用を請求しません。
- (3) 当社がお客様に商品を返却してもお客様が受取らない場合で当社がその後処分する場合には、査定価格の提示をしたのちに要した保管費用、査定費用またはその他実費を請求する場合があります。当社が売却処分した場合には、その代金から査定価格の提示後に要した保管費用・査定費用その他の実費に充当します。

16. 補償

- (1) 当社の債務不履行により、商品を破損または紛失した場合には客観的かつ合理的根拠に基づいて判断のうえ、お客様に生じた損害を補償します。ただし、当社による補償は当社に故意または重過失がある場合を除き、通常生じうる範囲内の損害で、委託返金予定金額を上限とします。
- (2) 商品の価値に直接かかわらないと当社が判断する付属品（ショッパーバッグ・レシート・保存用の箱や布袋・クリーニング用洋服カバーまたはガーメント・ハンガーなどその他一切の付属品）および商品内のお客様の私物（ポケットの中の現金・カード類・鍵・ハンカチ等）については一切補償しません。
- (3) 委託販売期間中のお預かりした商品の経年劣化または自然消耗によるダメージ等については一切補償しません。

上記、ガイドラインは次回改定まで有効とします。